

## 国を侮ってはならない...!

### 会社が役所の調査で傾くことだってあるのです!

最近、厚生労働省の地域の役所（労働局、年金事務所など）の動きが、とても盛んになってきています。どんな調査をしているのか、と言いますと...

#### <労働局、労働基準監督署>

- ①労働保険料の調査…労働保険料は会社の自己申告のため、その額が正しく申告されているか否か。
- ②労務管理の調査…就業規則、36協定、未払い賃金、定期健診、長時間労働・過重労働など。

#### <年金事務所>

- ③加入すべき会社なのに、加入していない ⇒ 強制的に加入させる
- ④加入すべき社員なのに、加入していない ⇒ 強制的に加入させる（2年遡及して）
- ⑤申告の標準報酬額は正しいか否か

#### <その他>

- ⑥助成金の調査…支給した助成金は正しい要件だったのか。書類は完備しているか。

特に、上記④については「否応なしに」遡及して加入させています。これに対しては、何の対抗策もありません。

会社として、加入すべき従業員は「本人の意思とは関係なく」加入させなければなりません。

それでも何とか「免れたい」のなら、従業員を以下のように分けて、

- A. 加入している従業員
- B. 加入しなくてもいい従業員（週30時間未満）
- C. 加入すべきなのに加入していない従業員

「賃金台帳」「源泉納付書」「出勤簿」を峻別しておかなければなりません。

これらを面倒臭がってやっていないと、大変なことになります。

いくら社労士でも、これらについてはサポートできるものではありません。

すぐに見直し、実行に移してください!

⇒ 続きは裏面へ…

役所の調査は、電話、FAX、書面などでいきなり来ます。  
アポなしで突然たずねて来ることもあります。  
しかも有無を言わず、調査を開始します。

こちらの対応は、つぎのようにしましょう。

**□書面等で調査の日時が指定してあるが、その日は無理な場合…**

- ・まずは、ながやま社労士事務所に連絡ください。
- ・対応方法を考えます。日時を調整します。
- ・ながやまが伺える日時に、役所に連絡します。

**□アポなしでいきなり訪問してきた場合…**

- ・そのときは「担当者が不在なのできょうは無理です」と答えてください。
- ・「後日、都合を調整して日時を連絡します」と話してください。
- ・そして、その日は帰ってもらってください。
- ・ながやま社労士事務所に連絡ください。
- ・対応方法を考えます。日時を調整します。
- ・ながやまが伺える日時に、役所に連絡します。

何もあわてる必要はありません。

指定された日に必ずやることもありません。

キッチリと準備をしてから、来てもらうようにしましょう。

**国を侮ってはならない...のです！**

**会社が役所の調査で傾くことだってあるのです！**

「今月のご案内」2月号 号外 **ながやま社会保険労務士事務所**